

## 学校教育法等の一部を改正する法律要綱

### 第一 学校教育法の一部改正（第一条関係）

一 盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校を特別支援学校とすること。

二 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすること。

三 特別支援学校においては、二に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにすること。

四 特別支援学校においては、二の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に  
関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

五 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

こと。

## 第二 教育職員免許法の一部改正（第二条関係）

一 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の特別支援教育に関する科目の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与するものとし、当該教員の普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低単位数を定めること。

二 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域に関する科目を修得した場合又は当該免許状を授与した授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、当該免許状に新教育領域を追加して定めるものとする。こと。

三 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の免許状は、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。こと。

## 第三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正（第三条関係）

特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費を国庫負担の対象とするとともに

、その工事費の算定方法等に関し、所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一部改正（第四条関係）

独立行政法人の名称を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に改め、その目的、業務等に関し、所要の規定の整備を行うこと。

#### 第五 施行期日等

一 この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。（附則第二条から第十条まで関係）

三 この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。（附則第十一条から第四十

八条まで関係）

## 学校教育法等の一部を改正する法律

### (学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条並びに第四条第一項第二号及び第三号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六条ただし書中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十二條第一項及び第三十九條第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

### 第六章 特別支援教育

第七十一条中「盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、」に、「聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は」を「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「施し、あわせてその欠陥を補うために、」を「

施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために」に改める。

第七十一条の二中「前条の盲者、聾者又は」を「第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条を第七十一条の四とし、第七十一条の次に次の二条を加える。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十二条から第七十三条の二までの規定及び第七十三条の三第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十四条中「盲者、聾者又は」を「視覚障害者、聴覚障害者、」に、「肢体不自由者若しくは」を「肢体不自由者又は」に、「心身の故障」を「障害」に、「第七十一条の二」を「第七十一条の四」に、

「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第七十五条第一項中「特殊学級を」を「特別支援学級を」に改め、同項第六号中「心身に故障」を「障害」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第二項中「学校は」を「学校においては」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第七十六条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第二百二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

第二百二条の二を削る。

第一百七条中「、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級」を「及び特別支援学校並びに特別支援学級」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律で「自立教科等」とは、理療（あん摩、マッサージ、指圧等に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動（以下「自立活動」という。）をいう。

4 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。

第三条第三項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「及び栄養教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校」を「、栄養教諭及び特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科等」に、「盲学校、聾学校又は養護学校の」を「特別支援学校の」に改める。

第三条の二第一項第五号中「盲学校、聾学校並びに養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊の教科」を「自立教科等」に改める。

第四条第七項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

第五条の次に次の一条を加える。

(免許状の授与の手續等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一



の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第六条第二項中「前条第二項」を「第五条第二項」に改め、「第五項」の下に「、前条第三項」を加える。

第七条第一項中「授与」の下に「、新教育領域の追加の定め（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。）」を加える。

第八条に次の一項を加える。

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授与権者は、その旨を第一項の原簿に記入しなければならない。

第十六条の五中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「第四条の二第二項に規定する」に、「及び第二号並びに」を「、同項第二号及び」に改め、「第五項」の下に「並びに第五条の二第二項」を加え、同項を同条とする。

第十七条の二及び第十七条の三を次のように改める。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担当するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する教諭又は講師となることができる。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合において、前項中「外国（）」とあるのは「特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国（）」と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項第一号中「第五項」の下に「、第五条の二第二項若しくは第三項」を、「授与し」の下に「、若しくは特別支援教育領域を定め」を加え、同条第二項中「授与」の下に「若しくは特別支援教育領域の定め」を加える。

附則第二項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第九項の表の第三欄及び同表の備考第二号中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則第十四項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

附則第十五項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第十六項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一中「(第五条関係)」を「(第五条、第五条の二関係)」に改め、同表の第三欄中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同表の盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項を次のように改める。

特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				五〇
一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有す				二六	

二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の 普通免許状を有すること。	ること。
一六		

別表第一の備考第六号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

別表第三の第三欄及び別表第五の第二欄中「並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする 特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けよ	第二欄に定める各免許状を 取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得すること

学校教諭		特別支援		受けるようとする免許状の種類
二種免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	
通免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	二種免許状	一種免許状	うとする場合にあっては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員（の免許状の種類）
三		三	三	を受けようとする場合にあっては、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼稚園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数
六		六	一五	を必要とする最低単位数

備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。

別表第八の第三欄中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正）

第三条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第三項ただし書中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第一項第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条の三の見出し中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条中「養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日（その翌日から起算して一年以内に当該学校」を「その翌日から起算して二年以内に特別支援学校」に、「新築又は増築を行う年度の翌々年度の

五月一日)」を「文部科学大臣の定めるその二年以内の日」に改める。

第六条第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同条第二項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第八条第二項中「養護学校」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。）」である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(附則第三項において「養護特別支援学校」という。）」に改める。

第十一条第一項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附則第三項(見出しを含む。）」中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

(独立行政法人国立特殊教育総合研究所法の一部改正)

第四条 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。



独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法

第一条及び第二条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」に、「特殊教育に」を「特別支援教育に」に、「特殊教育関係職員」を「特別支援教育関係職員」に、「特殊教育の」を「特別支援教育の」に改める。

第九条第二項中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所法」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法」に改める。

第十二条第一号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同条第二号中「特殊教育関係職員」を「特別支援教育関係職員」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に設置されている第一条の規定による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校は、この法律の施行の時に、第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第一条に規定する特別支援学校となるものとする。この場合において、旧学校教育法第四条第一項の規定による当該盲学校、聾学校又は養護学校の設置の認可は、新学校教育法第四条第一項の規定による特別支援学校の設置の認可とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧学校教育法第四条第一項の規定によりされている盲学校、聾学校又は養護学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項についての認可の申請は、新学校教育法第四条第一項の規定によりされた認可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を設置している私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人は、前条第一項の規定により当該盲学校、聾学校又は養護学校が特別支援学校となることに伴い寄附行為を変更しようとするときは、

同法第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による寄附行為の変更の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校法人は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四条 この法律の施行前に旧学校教育法第一条に規定する盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校を卒業した者に対する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第二十六条第一項及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）第二十条第三項の規定の適用については、その者は、新学校教育法第一条に規定する特別支援学校を卒業した者とみなす。

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。

）の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状（以下この項及び附則第七条において「旧免許状」という。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新免許法」という。）の規定による免許状（以下「新免許状」という。）とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

旧免許状	新免許状
------	------

盲学校教諭専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
盲学校教諭一種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
盲学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
盲学校助教諭臨時免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校教諭専修免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
聾学校教諭一種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
聾学校教諭二種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
聾学校助教諭臨時免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
養護学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者（身体虚弱者を含む。以下この表において同じ。）に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
養護学校教諭一種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状

<p>養護学校教諭二種免許状</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別 支援学校教諭二種免許状</p>
<p>養護学校助教諭臨時免許状</p>	<p>知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別 支援学校助教諭臨時免許状</p>

2 前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る新免許法別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（以下「特別支援教育科目」という。）の最低単位数を修得したものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧免許法第十七条第二項の規定により授与されている同条第一項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担当する教員の普通免許状又は臨時免許状（以下この項において「特殊教科免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、新免許法第十七条の規定により授与される新免許法第四条の二第二項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状又は臨時免許状（以下この項において「自立教科等免許状」という。）とみなし、当該特殊教科免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等免許状の授与を受けたも

のとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担当する教員の特別免許状（以下この項において「特殊教科特別免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、新免許法第五条第二項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担当する教員の特別免許状（以下この項において「自立教科等特別免許状」という。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に旧免許法別表第一の備考第五号イに規定する認定課程を有する大学又は同表の備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関に在学している者で、当該大学又は教員養成機関を卒業するまでに、当該大学の認定課程又は教員養成機関において附則第五条第一項の表の上欄に掲げる旧免許状の授与を受けるために必要とされた旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の最低単位数を修得したものは、それぞれ同項の表の下欄に掲げる新免許状の授与を受

けるために必要とされる特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

第八条 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第三欄に定める最低在職年数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、旧免許法別表第七の第三欄に定める各相当の学校の教員として在職した年数を特別支援学校の教員として在職した年数に通算することができる。

2 附則第五条第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる専修免許状又は一種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

3 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定に

より同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、文部科学省令で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第三条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定は、平成十九年度以降の年度の予算に係る国の負担(平成十八年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十九年度以降の年度に支出される国の負担及び平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。)について適用し、平成十八年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十九年度以降の年度に支出される国の負担、平成十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十八年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十九年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。



(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業教育振興法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条

二 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）附則第十項第三号

三 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）第三条

四 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十四条第一項

(学校図書館法及び理科教育振興法の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、聾学校及び養護学校の小学部」を「特別支援学校の小学部」に、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

一 学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）第二条

二 理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条

（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法等の一部改正）

第十三条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七

号）第二条

二 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項

三 学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第五条及び第十七条

四 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第

二条第三項第四号

五 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和

四十九年法律第二号）第二条第一項

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律等の一部改正）

第十四条 次に掲げる法律の規定中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第二条

第一項

二 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十四条第一号

三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第

二条第一項

四 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二十三条

（地方財政法の一部改正）

第十五条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十五号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第十六条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同条第一号中「特殊教育

諸学校教職員定数」を「特別支援学校教職員定数」に改め、同条第二号中「特殊教育諸学校高等部教職員

定数」を「特別支援学校高等部教職員定数」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第三号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（少年院法の一部改正）

第十七条 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「養護学校その他の特殊教育を行う学校」を「特別支援学校」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十八条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条第二項各号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二条第二項第三号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改める。  
る。

附則に次の一条を加える。

（幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例）

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下この条において「教諭等」という。）の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

3 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については、適用しない。  
（教育職員免許法施行法の一部改正）

第十九条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第二十二号及び第二十三号中「盲学校又は聾学校」を「視覚障害者に関する教育又は

聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校」に改める。

第三条中「盲学校又は聾学校ろうの教員」を「視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員」に、「盲学校又は聾学校ろうの各部」を「特別支援学校の各部」に改める。

附則第四項中「盲学校、聾学校ろう、養護学校及び」を削る。

(教育職員免許法施行法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の教育職員免許法施行法の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状（以下この項において「旧免許状」という。）は、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

旧免許状	新免許状
盲学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
盲学校助教諭臨時免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校教諭二種免許状 <small>ろう</small>	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状

聾<sup>ろう</sup>学校助教諭臨時免許状

聴覚障<sup>ろう</sup>害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状

2 前項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者については、新免許状に係る特別支援教育科目の最低単位数を修得したものとみなす。

3 附則第八条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者について準用する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十一条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の教育の項の下欄中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、別表第一の四の表の就学の項の下欄中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二十二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第二十三条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「並びに特別支援学校」に改め、同条第二号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（離島振興法の一部改正）

第二十四条 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項第一号中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校（視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。別表(五)において同じ。）」に改める。

「公立の盲学校

別表(五)中

を「公立の特別支援学校」に改める。

公立の聾学校」

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第二十五条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「盲学校、ろう学校、養護学校又は」を削る。

（盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正）



第二十六条 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校への就学奨励に関する法律

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校への」を「特別支援学校への」に改め、「これらの学校の」を削り、同条第四項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校」を「特別支援学校」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）の一部を次のように

改正する。

附則第十七項中「新法第六条第二項別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第七により特別支援学校」に、「旧法第五条第一項別表第一又は第六条第二項」を「旧法別表第一又は」に、「それぞれの学校」を「盲学校、聾学校又は養護学校」に、「新法第六条第二項」を「新免許法」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の四第一項中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

附則第二十六条（見出しを含む。）中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十九条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「盲学校」を「及び特別支援学校」に、「に限る。以下聾学校及び養護学校について同じ。）、聾学校及び養護学校」を「に限る。」に改める。

（盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正）

第三十条 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律

第一条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に、「これらの学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第五条第一項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第三十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第二項の表中「第七十五条に規定する特殊学級」を「第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級」に改め、同条第三項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「心身の故障」を「障害」に改める。

第十条の前の見出しを「（特別支援学校教職員定数の標準）」に改め、同条中「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に、「特殊教育諸学校教職員定数」を「特別支援学校教職員定数」に改める。

第十条の二中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十一条第一項第二号及び第三号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同項第四号中「学校の種類ごと」を「特別支援学校の区分ごと」に、「学校の種類に」を「特別支援学校の区分に」に、「

特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「（肢<sup>し</sup>体不自由者」を「（肢<sup>し</sup>体不自由者」に、「生徒を教育する養護学校」を「生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改め、同号の表を次のように改める。

特別支援学校の区分	乗ずる数
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	四
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	四
知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	五
肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	七
病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	五

第十一条第一項第五号及び第六号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「特殊教育諸学校教頭教諭等標準定数」を「特別支援学校教頭教諭等標準定数」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に、「特殊教育諸学校教頭標準定数」を「特別支援学校教頭標準定数」に改める。

第十二条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十三条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条各号中「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改める。

第十三条の二及び第十四条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十五条第二号中「聾学校」を「聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う特別支援学校」に改める。

第十八条中「特殊教育諸学校教職員定数」を「特別支援学校教職員定数」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人国立特殊教育総合研究所の項を次のように改める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
---------------------	------------------------------------

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第三十三条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八

号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第二条第一項中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 公立の特別支援学校の高等部の学級編制の標準

第十四条中「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に、「心身の故障」を「障害」に改め、同条ただし書中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準

第十五条中「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に、「特殊教育諸学校を」を「特別支援学校を」に、「特殊教育諸学校高等部教職員定数」を「特別支援学校高等部教職員定数」に改める。

第十六条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条第一号から第三号までの規定中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条第四号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「養護学校の高等部（）」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。次号において同じ。）である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校（以下「養護特別支援学校」という。）の高等部（）」に、「養護学校の高等部で」を「養護特別支援学校の高等部で」に改め、同条第五号中「学校の種類ごと」を「特別支援学校の区分ごと」に、「学校の種類に」を「特別支援学校の区分に」に、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同号の表を次のように改める。

特 別 支 援 学 校 の 区 分	乗 ず る 数
視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	三
病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一



第十七条第六号及び第十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第十九条第一号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二号中「養護学校」を「養護特別支援学校」に改める。

第二十条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条各号中「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改める。

第二十一条、第二十二条第二号及び第二十三条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

第二十四条中「特殊教育諸学校高等部教職員定数」を「特別支援学校高等部教職員定数」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部改正)

第三十四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「盲学校等」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項の第三欄の第二号中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削り、同表の十二の項の第三欄の第一号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同欄の第二号中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削り、同項の第四欄中「添附」を「添付」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第三十七条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二条の見出し中「学校の」を「幼稚園の」に改め、同条第一項中「盲学校、聾学校、養護学校又は」を削り、「学校の」を「幼稚園の」に改め、同条第二項中「学校の設置者」を「幼稚園の設置者」に改め、同項の表第十二条第一号の項及び第十二条第三号の項中「学校の経営」を「幼稚園の経営」に改め

、同表第十二条第四号の項中「学校の経営」を「幼稚園の経営」に、「学校を設置」を「幼稚園を設置」に、「学校について」を「幼稚園について」に改め、同表第十三条第一項の項中「学校を設置」を「幼稚園を設置」に改め、同条第三項中「学校の」を「幼稚園の」に改め、同条第五項中「学校の」を「幼稚園の」に、「学校が」を「幼稚園が」に改める。

（教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

## 第二条 削除

（教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十九条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「新法」を「学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規

定による改正後の教育職員免許法」に、「盲学校教諭、聾<sup>ろう</sup>学校教諭又は養護学校教諭」を「特別支援学校教諭」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十二号中「（特殊教育）」を「（特別支援学校）」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)

第四十一条 地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第四十二条 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校、養護学校及び」を削り、「これらの学校」を「幼稚園」に改める。

(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成

九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条第二項中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに」を「特別支援学校及び」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第四十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「(盲学校、聾学校及び養護学校)」を「(特別支援学校)」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第四十五条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「特殊教育諸学校(盲学校、聾学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。)」を「特別支援学校」に改める。

第十八条中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

(発達障害者支援法の一部改正)

第四十六条 発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十七条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人国立特殊教育総合研究所の」を「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第四十八条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十一号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二項中「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

## 理由

障害のある児童生徒等の教育の充実を図るため、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の学校種別を廃止し特別支援学校にするとともに、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うものとするほか、特別支援学校の教育職員の免許制度に関して所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表目次

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	1
○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	7
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）	23
○独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）	28
○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）	30
○公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	31
○独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）	32
○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）	33
○学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）	34
○理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）	35
○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）	36
○学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）	37
○学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）	38
○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）	39
○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）	40
○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）	41
○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	42
○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）	43
○国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	44
○地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）	45
○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）	46
○少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）	48
○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	49
○教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四十八号）	52
○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	54
○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）	56



○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）	57
○離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）	58
○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	60
○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）	61
○教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）	63
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	64
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	66
○盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）	67
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）	69
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	76
○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）	77
○義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）	85
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	86
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	87
○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	90
○教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第七十号）	94
○教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十六号）	96
○消費税法（昭和六十三年法律第八号）	97
○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）	98
○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	99
○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）	100
○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）	101
○独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）	104
○発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）	106
○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）	107
○文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	109

（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。</p> <p>第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u> 都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u> 都道府県知事</p> <p>②⑤ （略）</p>	<p>第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園</u>とする。</p> <p>第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園</u> 都道府県の教育委員会</p> <p>三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園</u> 都道府県知事</p> <p>②⑤ （略）</p>

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

第二十二条 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② (略)

第三十九条 保護者は、子女が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五才に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

②・③ (略)

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

第二十二条 保護者（子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）は、子女の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② (略)

第三十九条 保護者は、子女が小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五才に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に就学させる義務を負う。

②・③ (略)

第六章 特別支援教育

第七十一条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十一条の四 第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置く

第六章 特殊教育

第七十一条 盲学校、聾学校又は養護学校は、それぞれ盲者（強度の弱視者を含む。以下同じ。）、聾者（強度の難聴者を含む。以下同じ。）又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施し、あわせてその欠陥を補うために、必要な知識技能を授けることを目的とする。

（新設）

（新設）

第七十一条の二 前条の盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、政令で、これを定める。

第七十二条 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

② 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又

ことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十三条 特別支援学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

第七十三条の二 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② (略)

第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十一条の四の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第七十五条 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めると

は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十三条 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

② (略)

第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度のもを就学させるに必要な盲学校、聾学校又は養護学校を設置しなければならない。

第七十五条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特殊学級を置くことができる。

ころにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、特別支援学校に、第五十二条の二の規定は、特別支援学校の高等部に、これを準用する。

附則

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他心身に故障のある者で、特殊学級において教育を行うことが適当なもの

② 前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第七十六条 第十八条の二（第四十条及び第五十一条において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条（第四十条及び第五十一条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条（第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八十条及び第八十一条の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に、第五十二条の二の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に、これを準用する。

附則

第百二条 私立の幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

② (略)

(削除)

第百七条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第二十一条第一項(第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第二十一条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

第百二条 私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人によつて設置されることを要しない。

② (略)

第百二条の二 第二十二條第一項又は第三十九條第一項に規定する養護学校における就学義務に関する部分の規定が施行されるまでの間は、これらの規定により知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その心身の故障が、第七十一条の二の政令で定める程度の子女を小学校又は中学校に就学させる義務を負う保護者がその子女を養護学校の小学部又は中学部に就学させているときは、その保護者は、これらの規定による義務を履行しているものとみなす。

第百七条 高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校並びに特殊学級においては、当分の間、第二十一条第一項(第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第二十一条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

（第二条関係）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律で「自立教科等」とは、理療（あん摩、マッサージ、指圧等）に関する基礎的な知識技能の修得を目標とした教科をいう。）、理学療法、理容その他の職業についての知識技能の修得に関する教科及び学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動（以下「自立活動」という。）をいう。</p> <p>4 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。</p> <p>（免許）</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（免許）</p>



第三条 (略)

2 (略)

3 特別支援学校の教員（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支援学校において自立教科等の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 (略)

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一〜四 (略)

五 特別支援学校（幼稚部を除く。）における第一号から第三号までに掲げる事項及び自立教科等の領域の一部に係る事項

六 (略)

2 (略)

第二章 免許状

(種類)

第四条 (略)

2〜6 (略)

第三条 (略)

2 (略)

3 盲学校、聾学校及び養護学校の教員（養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭並びに盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担当する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教員の免許状のほか、盲学校、聾学校又は養護学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

4 (略)

(免許状を要しない非常勤の講師)

第三条の二 次に掲げる事項の教授又は実習を担当する非常勤の講師については、前条の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができる。

一〜四 (略)

五 盲学校、聾学校並びに養護学校（幼稚部を除く。）における第一号から第三号までに掲げる事項及び特殊の教科の領域の一部に係る事項

六 (略)

2 (略)

第二章 免許状

(種類)

第四条 (略)

2〜6 (略)

(削除)

第四条の二 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。

2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担当する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第二項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

(免許状の授与の手続等)

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。

3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を修得し、申

7 盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、第十七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部科学省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

(新設)

(新設)

請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

(証明書の発行)

第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与、新教育領域の追加の定め(第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めをいう。)又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2・3 (略)

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 (略)

2 (略)

3 第五条の二第三項の規定により免許状に新教育領域を追加して定めた授

(教育職員検定)

第六条 (略)

2 学力及び実務の検定は、前条第二項及び第五項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三、第五、第六、第六の二、第七又は第八の定めるところによつて行わなければならない。

3 (略)

(証明書の発行)

第七条 大学(文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。)は、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2・3 (略)

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 (略)

2 (略)

(新設)

与権者は、その旨を第一項の原簿に記入しなければならない。

#### 第四章 雑則

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

(削除)

#### 第四章 雑則

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、盲学校、聾学校又は養護学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第十七条 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科の教授を担任す

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担当するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担当する教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する教諭又は講師となることができる。

（外国において授与された免許状を有する者等の特例）  
第十八条 （略）

る教員の普通免許状及び臨時免許状の種類については、第四条第二項、第四項及び第五項の規定にかかわらず、学校の種類、特殊の教科等の別に文部科学省令で定める。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文及び第二号並びに第五項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

第十七条の二 前条第一項に規定する学校又は学校教育法第七十五条に規定する特殊学級において自立活動の教授を担当する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、前条第一項に規定するいずれかの学校において自立活動の教授を担当するために必要な同項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者であれば足りる。

第十七条の三 盲学校、聾学校又は養護学校において特殊の教科以外の教科（幼稚園にあつては、特殊の教科以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する教諭又は講師は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。

（外国において授与された免許状を有する者等の特例）  
第十八条 （略）

2 前項の規定は、第五条の二第三項の規定により特別支援学校の教員の免許状に新教育領域を追加して定める場合について準用する。この場合において、前項中「外国」とあるのは「特別支援学校の教員の免許状を有する者であつて、当該免許状の授与を受けた後、外国」と、「各相当の免許状を授与する」とあるのは「その有する特別支援学校の教員の免許状に各相当の新教育領域を追加して定める」と読み替えるものとする。

## 第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行ったとき。

二 (略)

2 偽りその他不正の手段により、免許状の授与若しくは特別支援教育領域の定め又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

## 附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科

(新設)

## 第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、又は教育職員検定を行ったとき。

二 (略)

2 偽りその他不正の手段により、免許状の授与又は教育職員検定を受けた者も、前項と同様とする。

## 附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期

についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのうち、大学において修得すること
受け よう と する 免 許 状 の 種 類	(略)		

備考  
一 (略)

間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのうち、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのうち、大学において修得すること
受け よう と する 免 許 状 の 種 類	(略)		

備考  
一 (略)

二 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校）の高等部を含む。」において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校）の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。

三（略）

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師とすることができる。

16 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校

二 第三欄に掲げる「高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。）において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手（文部科学省令で定めるものに限る。）をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部科学省令で定める。

三（略）

14 第七条第二項、附則第五項の表備考第一号及び別表第三備考第二号の私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師とすることができる。

16 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、盲学校、聾学



の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

別表第一（第五条、第五条の一関係）

免許状の種類	第一欄	所要資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 教科に 関する 科目	教科に 関する 科目	教科又 は教職 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	第三欄				
	第二欄	基礎資格									
(略)	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	要とする最低単位数 教科に 関する 科目	教科に 関する 科目	教科又 は教職 に関する科目	特別支 援教育 に関する科目	五〇				
	特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること									
	一種免許状										二六

校又は養護学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

別表第一（第五条関係）

免許状の種類	第一欄	所要資格	大学において修得することを必要とする最低単位数 教科に 関する 科目	教科に 関する 科目	教科又 は教職 に関する科目	特殊教 育に関 する科 目	第三欄					
	第二欄	基礎資格										
(略)	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること	要とする最低単位数 教科に 関する 科目	教科に 関する 科目	教科又 は教職 に関する科目	特殊教 育に関 する科 目	四七					
	盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること										
	一種免許状											二三

<p style="text-align: center;">所要資格</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p style="text-align: center;">二種免許状</p> <p>小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の 等学校又は幼稚園の 教諭の普通免許状を 有すること。</p>	<p style="text-align: center;">一六</p>
	有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ)	第二欄に定める免許状を取得した後第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。)とし	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数					

<p style="text-align: center;">所要資格</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特殊教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。</p> <p>七〇九 (略)</p>	<p style="text-align: center;">二種免許状</p> <p>小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の 等学校又は幼稚園の 教諭の普通免許状を 有すること。</p>	<p style="text-align: center;">一三</p>
	有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ)	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師(これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各)	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数					

中学校に において職 業実習を 専修免 許状	受けよう とする免許 状の種類	第一欄	基礎資格	第二欄に定める各 免許状を取得した後 、大学において修得 することを必要とす る最低単位数	備考  (略)	(略)	(略)	受けようとし る免許状の種類	( ) の免許状の 種類	て良好な成績で勤務 した旨の実務証明責 任者の証明を有する ことを必要とする最 低在職年数
		第二欄								
		第三欄								
中学校に において職 業実習を 専修免 許状	受けよう とする免許 状の種類	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取 得した後、三年以上中学校（中等教育 学校の前期課程及び特別支援学校の中 学部を含む。以下この欄において同じ ）において職業実習を担任する教員	基礎資格	第二欄に定める各 免許状を取得した後 、大学において修得 することを必要とす る最低単位数	備考  (略)	(略)	(略)	受けようとし る免許状の種類	( ) の免許状の 種類	て良好な成績で勤務 した旨の実務証明責 任者の証明を有する ことを必要とする最 低在職年数
一五	一五	一五	(略)	(略)	(略)					

別表第五（第六条関係）

中学校に において職 業実習を 専修免 許状	受けよう とする免許 状の種類	第一欄	基礎資格	第二欄に定める各 免許状を取得した後、 大学において修得す ることを必要とする 最低単位数	備考  (略)	(略)	(略)	受けようとし る免許状の種類	( ) の免許状の 種類	の教員を含む。)と して良好な成績で勤 務した旨の実務証明 責任者の証明を有す ることを必要とする 最低在職年数
		第二欄								
		第三欄								
中学校に において職 業実習を 専修免 許状	受けよう とする免許 状の種類	第一欄に掲げる教諭の一種免許状を取 得した後、三年以上中学校（中等教育 学校の前期課程並びに盲学校、聾学校 及び養護学校の中学部を含む。以下こ の欄において同じ。）において職業実	基礎資格	第二欄に定める各 免許状を取得した後、 大学において修得す ることを必要とする 最低単位数	備考  (略)	(略)	(略)	受けようとし る免許状の種類	( ) の免許状の 種類	の教員を含む。)と して良好な成績で勤 務した旨の実務証明 責任者の証明を有す ることを必要とする 最低在職年数
一五	一五	一五	(略)	(略)	(略)					

別表第五（第六条関係）

別表第七（第六条関係）			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必	第二欄に定める各	第二欄に定める各免
担任する 教諭	担任する 教諭	担任する 教諭	担任する 教諭
高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭
(略)	(略)	(略)	(略)
として良好な成績で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を有すること。	として良好な成績で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を有すること。	として良好な成績で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を有すること。	として良好な成績で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を有すること。
一五	一五	一五	一五

別表第七（第六条関係）			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必	第二欄に定める各	第二欄に定める各免
担任する 教諭	担任する 教諭	担任する 教諭	担任する 教諭
高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭	高等学校 において 看護実習 、家庭実 習、情報 、農業実 習、農 業実習、 工業実習 、商業実 習、水産 実習、福 祉実習又 は商船実 習を担任 する教諭
(略)	(略)	(略)	(略)
習を担任する教員として良好な成績で 勤務した旨の実務証明責任者の証明を 有すること。	習を担任する教員として良好な成績で 勤務した旨の実務証明責任者の証明を 有すること。	習を担任する教員として良好な成績で 勤務した旨の実務証明責任者の証明を 有すること。	習を担任する教員として良好な成績で 勤務した旨の実務証明責任者の証明を 有すること。
一五	一五	一五	一五

特別支援 学校教諭 許状		専修免 許状	受ける ようとする 免許状の 種類
小学校、 中学校	二種免許状	一種免許状	
	三	三	免許状を取得した 後、特別支援学校 の教員（二種免許 状の授与を受けよ うとする場合に あつては、小学校、 中学校、高等学 校、中等教育学校又 は幼稚園の教員を 含む。）として良 かな成績で勤務し た旨の実務証明責 任者の証明を有す ることを必要とす る最低在職年数
	六	一五	許状を取得した後、 大学において修得す ることを必要とする 最低単位数

盲学校教 諭、聾学 校教諭又 は養護学 校教諭 許状		専修免 許状	受ける ようとする 免許状の 種類
小学校、 中学校	盲学校、聾学校 又は養護学校の 教諭の二種免許 状	盲学校、聾学校 又は養護学校の 教諭の一種免許 状	
	三	三	免許状を取得した 後、各相当の学校 の教員（二種免許 状を受けようとす る場合にあつては 、小学校、中学校 、高等学校、中等 教育学校又は幼稚 園の教員を含む。 ）として良好な成 績で勤務した旨の 実務証明責任者の 証明を有すること を必要とする最低 在職年数
	六	一五	許状を取得した後、 大学において修得す ることを必要とする 最低単位数

<p style="text-align: center;">所要資格</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>二種免許状</td> <td>、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状</td> <td>三</td> <td>六</td> </tr> </table>	二種免許状	、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六
	二種免許状	、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六						
	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した旨の実務証明責任	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数							

<p style="text-align: center;">所要資格</p>	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	<p>備考 この表の規定により専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る第三欄に定める最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>二種免許状</td> <td>、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状</td> <td>三</td> <td>六</td> </tr> </table>	二種免許状	、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六
	二種免許状	、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六						
	有することを必要とする学校の免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、当該学校における教諭又は講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教諭又は講師を含む。）として良好な勤務成績で勤務した	第二欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数							

	受けようとする免許状の種類	
(略)	者の証明を有することを必要とする最低在職年数	
	受けようとする免許状の種類	
(略)	旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

（第三条関係）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、特別支援学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うときは、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「学級数」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）に規定する学級編制の標準により算定した学級の数をいう。ただし、第五条第一項の規定により、同項の政令で定める事情があるため、校舎又は屋内運動場の不足を生ずるおそれがある場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、及び同条第二項の規定により、同項第一号に掲げる場合における校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うとき、並びに第五条の三第一項の規定により、養護学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うときは、文部科学大臣が同法に規定する学級編制の標準に準じて定める方法により算定した学級の数をいう。</p>



(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 二の二 (略)

三 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 (略)

2 (略)

(特別支援学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して二年以内)に特別支援学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、文部科学大臣の定めるその二年以内の日)における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日(その翌日から起算して二年以内に特別支援学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加

(国の負担)

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 二の二 (略)

三 公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一

四 (略)

2 (略)

(盲学校、聾学校及び養護学校の建物の工事費の算定方法)

第五条の三 第三条第一項第三号に規定する建物のうち校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費は、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、新築又は増築を行う年度の五月一日(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日)に当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度(その翌日から起算して一年以内)に当該学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度(その翌日から起算して一年以内)における当該学校の学級数に応ずる必要面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

2 第三条第一項第三号に規定する建物のうち寄宿舎の新築又は増築に係る工事費は、児童及び生徒一人当たりの基準面積に新築又は増築を行う年度の五月一日(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校に寄宿舎を設け

することが明らかな場合には、文部科学大臣の定めるその二年以内の日）において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

（学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積）

第六条 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定により工事費を算定する場合の学級数に應ずる必要面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に応じ、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に應ずる必要面積については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

2 第五条の二第二項又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、中等教育学校等又は特別支援学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する生徒の数、特別支援学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた面積とする。

た場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日）において当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積からその日における保有面積を控除して得た面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。

（学級数に應ずる必要面積及び児童又は生徒一人当たりの基準面積）

第六条 第五条第一項若しくは第二項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定により工事費を算定する場合の学級数に應ずる必要面積は、当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）の学級数に応じ、小学校、中学校、中等教育学校等、盲学校、聾学校又は養護学校ごとに、校舎又は屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める。この場合において、積雪寒冷地域にある学校の学級数に應ずる必要面積については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

2 第五条の二第二項又は前条第二項の規定により工事費を算定する場合の児童又は生徒一人当たりの基準面積は、中等教育学校等、盲学校、聾学校又は養護学校ごとに、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定める児童又は生徒一人当たりの面積に、政令で定めるところにより、中等教育学校等にあつてはこれらの学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の寄宿舎に収容する生徒の数、盲学校、聾学校若しくは養護学校にあつてはこれらの学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数又は当該学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補

正を加えた面積とする。

(工事費の算定方法の特例)

第八条 (略)

2 第五条の三第二項の規定により知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(附則第三項において「養護特別支援学校」という。)の寄宿舎に係る工事費を算定する場合において、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

3 (略)

(施設整備基本方針等)

第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標に関

(工事費の算定方法の特例)

第八条 (略)

2 第五条の三第二項の規定により養護学校の寄宿舎に係る工事費を算定する場合において、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

3 (略)

(施設整備基本方針等)

第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをい

する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次条において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。

2 (略)

附則

(養護特別支援学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例)

3 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護特別支援学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

う。以下同じ。）の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業（次条において「改築等事業」という。）について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。

2 (略)

附則

(養護学校の小学部及び中学部に係る国の負担割合の特例)

3 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

（第四条関係）

改正案	現行
<p>独立行政法人国立特別支援教育総合研究so法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究soの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究soとする。</p> <p>（研究soの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究so（以下「研究so」という。）は、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的にに行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。</p>	<p>独立行政法人国立特殊教育総合研究so法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、独立行政法人国立特殊教育総合研究soの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（名称）</p> <p>第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立特殊教育総合研究soとする。</p> <p>（研究soの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国立特殊教育総合研究so（以下「研究so」という。）は、特殊教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的にに行い、及び特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的とする。</p>

(役員)の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第九条第一項」とする。

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 特別支援教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。
- 二 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- 三 第一号の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。
- 四 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- 五 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
- 六 (略)

(役員)の欠格条項の特例)

第九条 (略)

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立特殊教育総合研究所法第九条第一項」とする。

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行うこと。
- 二 特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。
- 三 第一号の研究の成果の普及その他特殊教育に関する研究の促進を行うこと。
- 四 特殊教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。
- 五 特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
- 六 (略)

○産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学又は高等専門学校が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。</p>

（附則第十一条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （公庫の業務の特例等）</p> <p>10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にかんがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして地方財政法第五条の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た次に掲げる事業に係る地方債（公営企業に係る地方債以外の地方債をいう。以下この項において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 臨時高等学校整備事業（高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）</p>	<p>附 則 （公庫の業務の特例等）</p> <p>10 公庫は、第十九条及び前項に規定する業務のほか、地方財政の現状にかんがみ地方公共団体によつて行われる建設事業の円滑な実施を図るために特に必要があるものとして地方財政法第五条の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た次に掲げる事業に係る地方債（公営企業に係る地方債以外の地方債をいう。以下この項において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 臨時高等学校整備事業（高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。）の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもつてその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）</p>



○独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）

（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もつて大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。</p>	<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）は、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もつて大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。</p>

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第十一条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務の特例等）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務の特例等）</p> <p>第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、<small>ボクシヤク</small>養学校及び養護学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。</p> <p>2・3 （略）</p>

（附則第十二条関係）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「<u>学校図書館</u>」とは、小学校（<u>特別支援学校</u>の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校</u>の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び<u>特別支援学校</u>の高等部を含む。）（以下「<u>学校</u>」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「<u>学校図書館</u>」とは、小学校（<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>及び<u>養護学校</u>の高等部を含む。）（以下「<u>学校</u>」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「<u>図書館資料</u>」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。</p>

○理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）

（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校（<u>特別支援学校の小学部</u>を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び<u>特別支援学校の中学部</u>を含む。以下同じ。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び<u>特別支援学校の高等部</u>を含む。以下同じ。）において行われる理科、算数及び数学に関する教育をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「理科教育」とは、小学校（<u>盲学校、聾学校及び養護学校の小学部</u>を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに<u>盲学校、聾学校及び養護学校の中学部</u>を含む。以下同じ。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに<u>盲学校、聾学校及び養護学校の高等部</u>を含む。以下同じ。）において行われる理科、算数及び数学に関する教育をいう。</p>

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>2 この法律において「教育職員」とは、校長若しくは教頭（中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長又は教頭とする。）又は教諭、助教諭若しくは講師をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>2 この法律において「教育職員」とは、校長若しくは教頭（中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する盲学校、聾学校若しくは養護学校の校長又は教頭とする。）又は教諭、助教諭若しくは講師をいう。</p>

○学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）

（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p>

（附則第十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）

（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条（略）            2（略）            3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。            一～三（略）            四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの            五～九（略）</p>	<p>（定義）            第二条（略）            2（略）            3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。            一～三（略）            四 公立の義務教育諸学校（小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）の移転又は施設整備の事業で、公害による被害を防止し、又は軽減するために実施されるもの            五～九（略）</p>



○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）

（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p>

○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>及び幼稚園をいう。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>及び幼稚園をいう。</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第三十四条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第三十四条 前条の指定を受けた者（以下「障害者就業・生活支援センター」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を総合的に行うこと。</p> <p>二・三 （略）</p>

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）

（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校、聾学校、養護学校</u>又は幼稚園をいう。</p> <p>2 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費</p> <p>二十六〇二十八（略）</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〇二十四（略）</p> <p>二十五 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に要する経費</p> <p>二十六〇二十八（略）</p>

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）

（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育</p>

当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（義務教育諸学校標準法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（義務教育諸学校標準法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員



○少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）

（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>第四条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療少年院においては、<u>特別支援学校</u>で必要とする教科</p>	<p>2 （略）</p> <p>第四条 少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適應させるため、その自覚に訴え紀律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 医療少年院においては、<u>養護学校</u>その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科</p>

（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（条件附任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（校長及び教員の給与）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員</p> <p>二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは</p>	<p>（条件附任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二条第一項に規定する採用については、同項中「六月」とあるのは「一年」として同項の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（校長及び教員の給与）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員</p> <p>二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学</p>

幼稚園又は幼稚園に勤務する校長及び教員

附則

(恩給法の準用)

第二条 (略)

2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。

一・二 (略)

三 公立の中学校、小学校若しくは特別支援学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四・五 (略)

3 (略)

(幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例)

第四条 幼稚園及び特別支援学校の幼稚園(以下この条において「幼稚園等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下この条において「教諭等」という。)の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。))以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県(教育委員会)は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市(指定都市を除く。))町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園

校の高等部若しくは幼稚園又は幼稚園に勤務する校長及び教員

附則

(恩給法の準用)

第二条 (略)

2 前項の公立の学校の職員とは、次に掲げる者をいう。

一・二 (略)

三 公立の中学校、小学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四・五 (略)

3 (略)

(新設)

等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力し  
なければならぬ。

3| 第十二条第一項の規定は、当分の間、幼稚園等の教諭等については、適  
用しない。

○教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）

（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>二十二 旧盲学校及び聾唖学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）に基く公立私立盲学校及聾唖学校規程（大正十二年文部省令第三十四号）（以下「旧公立私立盲学校及聾唖学校規程」という。）第十条第一項又は第十一条第一項の規定により、盲学校又はろうあ学校の教員となることができる者</p>	番号	上欄	<p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与） 第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。</p>
	（略）	下欄	
<p>二十二 旧盲学校及び聾唖学校令（大正十二年勅令第三百七十五号）に基く公立私立盲学校及聾唖学校規程（大正十二年文部省令第三十四号）（以下「旧公立私立盲学校及聾唖学校規程」という。）第十条第一項又は第十一条第一項の規定により、盲学校又はろうあ学校の教員となることができる者</p>	番号	上欄	<p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与） 第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。</p>
	（略）	下欄	

<p>二十三 旧公立私立盲学校及聾哑学校規程第十条 第二項又は第十一条第二項の規定により、盲学校初等部又はろうあ学校初等部の教員となることができる者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。</p>
<p>二十三 旧公立私立盲学校及聾哑学校規程第十条 第二項又は第十一条第二項の規定により、盲学校初等部又はろうあ学校初等部の教員となることができる者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三条 前条の表の第二十二号及び第二十三号の規定により、盲学校又は聾哑学校の教員の免許状の授与を受けた者については、当分の間、免許法第三条第三項の規定にかかわらず、盲学校又は聾哑学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有することを要しないものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 第二条第一項の表備考の規定中私立学校を設置する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。</p>

（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第二条の二、第五条、第七条、第七条の二、第十九条、第二十二 条の三、第二十二條の四、第二十四条、第六十一条の二の二、第六十一条 の二の八関係）					
一（略）					
二					
在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び 編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育 その他の教育をする活動	教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲 学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若し くは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関にお いて語学教育その他の教育をする活動	教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲 学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若し くは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関にお いて語学教育その他の教育をする活動
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三（略）					
四					
在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動	在留資格	本邦において行うことができる活動
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
就学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程	就学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、	就学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。） 若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、

五 (略)	(略)	
	(略)	若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動

五 (略)	(略)	
	(略)	専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動



（附則第二十二條關係）

<p>改正案</p>	<p>（無償貸付）                  第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。</p> <p>3（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（無償貸付）                  第二条（略）</p> <p>2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護法人に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 地方公共団体において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）<u>盲学校、聾学校又は養護学校の施設</u>（学校給食の実施に必要な施設を含む。）で、災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。</p> <p>3（略）</p>

（附則第二十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p>	<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p>

（附則第二十四条関係）

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の特別支援学校（<u>視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。別表(五)において同じ。</u>）の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。</p> <p>二（略）</p> <p>別表（第七条関係）</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は公立の盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）をすること。</p> <p>二（略）</p> <p>別表（第七条関係）</p>

(一) (四) (略)

(五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について

(六・七) (略)	(略)	学校の区分	(略)	事業の区分	(略)	事業主体	(略)	国庫の負担割合	(略)
	公立の特別支援学校		小学校及び中学部の建物の新築又は増築		地方公共団体		十分の五・五		

(一) (四) (略)

(五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について

(六・七) (略)	(略)	学校の区分	(略)	事業の区分	(略)	事業主体	(略)	国庫の負担割合	(略)
	公立の盲学校		小学校及び中学部の建物の新築又は増築		地方公共団体		十分の五・五		

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附則 （学校法人とみなされるもの） 10 私立の幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>
<p>現 行</p>	<p>附則 （学校法人とみなされるもの） 10 私立の盲学校、<u>ろう</u>学校、<u>ろう</u>学校、養護学校又は幼稚園を設置する者は、学校法人でない場合においても、当分の間、この法律の適用については、学校法人とみなす。</p>

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">特別支援学校への就学奨励に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二條第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつ</p>	<p style="text-align: center;">盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律</p> <p style="text-align: center;">（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校、聾学校及び養護学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつてこれらの学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する盲学校、聾学校若しくは養護学校又は当該都道府県の区域内の私立のこれらの学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十二條第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、これらの学校への就学のため必要な経費のうち、これらの学校の小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、これらの学校の</p>

ては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一〇六（略）

2・3（略）

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である特別支援学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

（経費に関する資料の提出）

第五条 特別支援学校の校長及び特別支援学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。

一〇六（略）

2・3（略）

4 国は、学校教育法第二条第二項に規定する国立学校である盲学校、聾学校又は養護学校への就学のため必要な経費について、第一項及び第二項の規定に準じて支弁しなければならない。

（経費に関する資料の提出）

第五条 盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びこれらの学校に就学する児童又は生徒（高等部の専攻科の生徒を除く。）の保護者等は、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の定めるところにより、国又は都道府県が第二条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を文部科学大臣又は都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

○教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五百十八号）

（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>17 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下この項において「新免許法」という。）別表第七により特別支援学校の教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法別表第一又は別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新免許法別表第七の一種免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>17 新法第六条第二項別表第七により盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の一種免許状を受けようとする者が、旧法第五条第一項別表第一又は第六条第二項別表第七によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているときは、新法第六条第二項別表第七の一種免許状の項第四欄中「六」とあるのを「四」と読み替えるものとする。</p>



（附則第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）</p> <p>第四十七条の四 市（指定都市を除く。以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。</p> <p>254 （略）</p> <p>附則</p> <p>（中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する研修の特例）</p> <p>第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府</p>	<p>（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）</p> <p>第四十七条の四 市（指定都市を除く。以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）<u>盲学校、聾学校又は養護学校</u>に非常勤の講師（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。</p> <p>254 （略）</p> <p>附則</p> <p>（中核市の<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の幼稚部の教諭等に対する研修の特例）</p> <p>第二十六条 中核市の設置する<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の十年経験者研修は、当分の間、新法第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を</p>

県の教育委員会が実施しなければならない。

包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（附則第二十九条関係）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税）</p> <p>第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。）並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校（同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。</p>	<p>（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税）</p> <p>第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。）盲学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。以下聾学校及び養護学校について同じ。）、聾学校及び養護学校並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校（同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。</p>

○盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三十条関係）

改正案	現行
<p>特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、特別支援学校における教育の特殊性にかんがみ、特別支援学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「学校給食」とは、特別支援学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。</p> <p>（設置者の任務）</p> <p>第三条 特別支援学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p>	<p>盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、盲学校、聾学校及び養護学校における教育の特殊性にかんがみ、これらの学校の幼稚部及び高等部において学ぶ幼児及び生徒の心身の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「学校給食」とは、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部において、その幼児又は生徒に対して実施される給食をいう。</p> <p>（設置者の任務）</p> <p>第三条 盲学校、聾学校及び養護学校の設置者は、当該学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。</p>

(経費の負担)

第五条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、特別支援学校の設置者の負担とする。

2  
(略)

(経費の負担)

第五条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、盲学校、聾学校又は養護学校の設置者の負担とする。

2  
(略)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）

（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>2 この法律において「特別支援学校」とは、学校教育法に規定する特別支援学校で小学部又は中学部を置くものをいう。</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長及び教頭とする。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに限る者として政令で定める者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>（学級編制の標準）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。</p> <p>2 この法律において「特殊教育諸学校」とは、学校教育法に規定する盲学校、聾学校又は養護学校で小学部又は中学部を置くものをいう。</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特殊教育諸学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに限る者として政令で定める者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>（学級編制の標準）</p>

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分		一学級の児童又は生徒の数
	学級	二の学年の児童で編制する学級	
小学校	学級	二の学年の児童で編制する学級	四十人
		学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
		同学年の生徒で編制する学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	学級	二の学年の生徒で編制する学級	四十人

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分		一学級の児童又は生徒の数
	学級	二の学年の児童で編制する学級	
小学校	学級	二の学年の児童で編制する学級	四十人
		学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
		同学年の生徒で編制する学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	学級	二の学年の生徒で編制する学級	四十人

学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
-------------------------------	----

3 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数をして、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（特別支援学校教職員定数の標準）

第十条 各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「特別支援学校教職員定数」という。）は、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十条の二 校長の数は、特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 （略）

学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	八人
---------------------	----

3 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人（文部科学大臣が定める心身の障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人）を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数をして、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

（特殊教育諸学校教職員定数の標準）

第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。）は、次条、第十一条第一項及び第十二条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十条の二 校長の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 （略）



<p>二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特別支援学校の数に一を乗じて得た数との合計数</p> <p>三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特別支援学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特別支援学校の数に三を乗じて得た数の合計数</p> <p>四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校（小学部及び中学部が置かれていないものを除く。）の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一（肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、三分の一）を乗じて得た数の合計数とを合計した数</p>	<p>特別支援学校の区分</p>	<p>乗ずる数</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>七</p>
--	------------------	--

<p>二 小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数と中学部の学級数が十八学級以上の特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数との合計数</p> <p>三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百一人から百五十人までの特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百五十一人から二百人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特殊教育諸学校の数に三を乗じて得た数の合計数</p> <p>四 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校（小学部及び中学部が置かれていないものを除く。）の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が七学級以上の特殊教育諸学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から六を減じて得た数に四分の一（肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、三分の一）を乗じて得た数の合計数とを合計した数</p>	<p>学校の種類</p>	<p>乗ずる数</p> <p>四</p> <p>四</p> <p>五</p> <p>七</p>
--	--------------	---

病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

五

五 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。）のうち、教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数（以下この項において「特別支援学校教頭標準定数」という。）とし、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭標準定数を減じて得た数とする。

第十二条 養護教諭等の数は、特別支援学校の数に一（小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特別支援学校にあつては、二）を乗じて得た数とする。

病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒を教育する養護学校

五

五 特殊教育諸学校の分校の数に一を乗じて得た数

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数
八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

2 前項に定めるところにより算定した数（以下この項において「特殊教育諸学校教頭教諭等標準定数」という。）のうち、教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数との合計数（以下この項において「特殊教育諸学校教頭標準定数」という。）とし、教諭、助教諭及び講師の数は特殊教育諸学校教頭標準定数から特殊教育諸学校教頭標準定数を減じて得た数とする。

第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一（小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上の特殊教育諸学校にあつては、二）を乗じて得た数とする。

第十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（その数が十二に達しない場合にあつては、十二）を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒（肢体不自由者である児童及び生徒を除く。）の数の合計数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数

第十三条の二 栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十四条 事務職員の数、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

一 （略）

二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。

）又は聴覚障害者である児童若しくは生徒に対する教育を主として行う

第十三条 寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（その数が十二に達しない場合にあつては、十二）を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒（肢体不自由者である児童及び生徒を除く。）の数の合計数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に三分の一を乗じて得た数

第十三条の二 栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十四条 事務職員の数、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

（教職員定数の算定に関する特例）

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

一 （略）

二 小学校若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（第八条の二第三号の規定により栄養教諭等の数を算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。

）又は聾学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要

特別支援学校の小学部若しくは中学部において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

三・四 (略)

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特別支援学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用される者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

三・四 (略)

(教職員定数に含まない数)

第十八条 第六条及び第十条の規定による小中学校等教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)第三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により臨時的に任用される者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
(略)	(略)	(略)	(略)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）	独立行政法人国立特殊教育総合研究所	独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第六十五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるとともに、公立の中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に<del>関し</del>、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の教育水準の維持向上に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、<u>特別支援学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。</u>以下同じ。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公立の高等学校に関し、配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学校の適正な配置及び規模並びに学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるとともに、公立の中等教育学校の後期課程及び<u>特殊教育諸学校の高等部に</u>関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校、中等教育学校の後期課程及び<u>特殊教育諸学校の高等部の教育水準の維持向上に</u>資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、<u>特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。</u>以下同じ。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。）（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。</p>

(削除)

2 | 3 | (略)

第六章 公立の特別支援学校の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第十四条 公立の特別支援学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒（文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。）で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第七章 公立の特別支援学校の高等部の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第十五条 公立の特別支援学校の高等部に置くべき教職員の当該特別支援学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「特別支援学校高等部教職員定数」という。）は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

2 | この法律において、「特殊教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二

年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

3 | 4 | (略)

第六章 公立の特殊教育諸学校の学級編制の標準

(学級編制の標準)

第十四条 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒（文部科学大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。）で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第七章 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

(教職員定数の標準)

第十五条 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数（以下「特殊教育諸学校高等部教職員定数」という。）は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

(校長の数)

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 六学級以上の高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその学級数(幼稚部の学級数を除く。)が二十七学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数

二 特別支援学校の高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数

三 特別支援学校の高等部でその学級数が六学級から十七学級までのものの数に一を乗じて得た数と特別支援学校の高等部でその学級数が十八学級以上のもの数に二を乗じて得た数との合計数

四 特別支援学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。次号において同じ。)である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(以下「養護特別支援学校」という。)の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数との合計数に二を乗じて得た数と養護特別支援学校の高等部で専門教育を主とする学科のみを置くもの数に一を乗じて得た数との合計数

五 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(高等部が置かれていないものを除く。)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、四学級以上の高等部ごとに

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

(教諭等の数)

第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 六学級以上の高等部のみを置く特殊教育諸学校の数と高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数(幼稚部の学級数を除く。)が二十七学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数

二 特殊教育諸学校の高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数

三 特殊教育諸学校の高等部でその学級数が六学級から十七学級までのものの数に一を乗じて得た数と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十八学級以上のもの数に二を乗じて得た数との合計数

四 特殊教育諸学校の高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数との合計数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で専門教育を主とする学科のみを置くもの数に一を乗じて得た数との合計数

五 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校(高等部が置かれていないものを除く。)の数に当該学校の種類に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、四学級以上の高等部ごとに当該部の学級数か



当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。）の合計数及び高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数を合計した数

特別支援学校の区分	乗ずる数
視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一
肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	三
病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第十一條第一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数

寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数	乗ずる数

ら三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。）の合計数及び高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数を合計した数

学校の種類	乗ずる数
盲学校	一
聾学校	一
知的障害者である生徒を教育する養護学校	一
肢体不自由者である生徒を教育する養護学校	三
病弱者（身体虚弱者を含む。）である生徒を教育する養護学校	一

六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第十一條第一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数

寄宿する特殊教育諸学校の児童及び生徒の数	乗ずる数

八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

(養護教諭等の数)

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの（小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。）の数との合計数に一を乗じて得た数とする。

(実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 特別支援学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数
- 二 養護特別支援学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数

(寄宿舎指導員の数)

第二十条 寄宿舎指導員の数、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特別支援学校について当該合計数が十二に達しない場合にあつては、十二）を合算した数とする。

- 一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒（肢体不自由者である生徒を除く。）

八十人以下	二
八十一人から二百人まで	三
二百人以上	四

(養護教諭等の数)

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数と高等部を置く特殊教育諸学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの（小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。）の数との合計数に一を乗じて得た数とする。

(実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

- 一 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数
- 二 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。）の数に二を乗じて得た数

(寄宿舎指導員の数)

第二十条 寄宿舎指導員の数、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数（高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十二に達しない場合にあつては、十二）を合算した数とする。

- 一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒（肢体不自由者である生徒を除く。）

の数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特別支援学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条 第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）についての政令で定める特別の事情

二 公立の高等学校又は特別支援学校の高等部にそれぞれ政令で定める学科を置くこと。

三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情

の数に五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

(教職員定数の算定に関する特例)

第二十二条 第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）についての政令で定める特別の事情

二 公立の高等学校又は特殊教育諸学校の高等部にそれぞれ政令で定める学科を置くこと。

三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。

四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情

五 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三條 第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九條又は第十七條に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

（教職員定数に含まない数）

第二十四條 第七條及び第十五條に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

五 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情

（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算）

第二十三條 第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九條又は第十七條に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

（教職員定数に含まない数）

第二十四條 第七條及び第十五條に規定する高等学校等教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者

三 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第三条第一項の規定により臨時的に任用される者

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

○義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

（附則第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

（附則第三十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（非課税所得）</p> <p>第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は同法第七十二条（特別支援学校の部別）に規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金（前号に規定するものを除く。）又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配</p> <p>三十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（非課税所得）</p> <p>第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は同法第七十二条（盲学校等の部別）に規定する盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金（前号に規定するものを除く。）又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配</p> <p>三十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三十六条関係）

改 正 案				現 行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一〇 社会福祉法人	(略)	(略)	(略)	一〇 社会福祉法人	(略)	(略)	(略)
	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り、		社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	一 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該事業の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り、 養護学校又は幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接



	十一 (略)	
十二 宗教学法人	(略)	
宗教学法人 法(昭和 二十六年 法律第百 二十六号 )	(略)	
一 専ら自己又はその包括する宗教学法人の宗教の用に供する宗教学法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記
二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記		

	十一 (略)	
十二 宗教学法人	(略)	
宗教学法人 法(昭和 二十六年 法律第百 二十六号 )	(略)	
一 もっぱら自己又はその包括する宗教学法人の宗教の用に供する宗教学法人法第三条(境内建物及び境内地の定義)に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限り。	運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記
二 自己の設置運営する学校(学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する盲学校、聾学校、養護学校又は幼稚園に限る。)の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得		

十三 ～ 二十五 (略)	
(略)	
(略)	
(略)	

十三 ～ 二十五 (略)	
(略)	
(略)	登記
(略)	

（附則第三十七条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置）</p> <p>第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。）を含むものとする。</p> <p>2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第十二条各号列記以外の部 所轄庁 都道府県知事</p>	<p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、<u>盲学校</u>、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>又は幼稚園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置）</p> <p>第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定中学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の盲学校、<u>聾学校</u>、<u>養護学校</u>又は幼稚園を設置する者（以下「学校法人以外の私立の学校の設置者」という。）を含むものとする。</p> <p>2 学校法人以外の私立の学校の設置者に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>第十二条各号列記以外の部 所轄庁 都道府県知事</p>

		第十二条第四号		第十二条第三号		第十二条第一号		分
行為	処分又は寄附	所轄庁	、法令	その業務	学校法人の関係者	質問させ	その帳簿	予算が
	当該幼稚園についての処分	都道府県知事	又は法令	当該幼稚園の経営に関する業務	幼稚園の経営に係る者	当該幼稚園の経営に関し質問させ	当該幼稚園の経営に関する帳簿	当該幼稚園の経営に関する予算が
								当該幼稚園の経営を担当する者（当該幼稚園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該幼稚園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該幼稚園を設置する者をいう。）

		第十二条第四号		第十二条第三号		第十二条第一号		分
行為	処分又は寄附	所轄庁	、法令	その業務	学校法人の関係者	質問させ	その帳簿	予算が
	当該学校についての処分	都道府県知事	又は法令	当該学校の経営に関する業務	学校の経営に係る者	当該学校の経営に関し質問させ	当該学校の経営に関する帳簿	当該学校の経営に関する予算が
								当該学校の経営を担当する者（当該学校を設置する者が法人である場合にあつては当該学校の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該学校を設置する者が法人以外の者である場合にあつては当該学校を設置する者をいう。）

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十條の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園の経営	第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	当該幼稚園の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該幼稚園を設置する者が法人以外の場合にあつては、当該幼稚園の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
	第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、 文部科学大臣	当該役員 の解職をすべき旨
	第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事	当該役員 の解職をすべき旨
	第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	当該役員 の解職をすべき旨

3 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十條の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る学校の経営に	第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	当該学校の経営を担当する者の担当を解くべき旨（当該学校を設置する者が法人以外の場合にあつては、当該学校の経営に関する人事の是正のため必要な措置をとるべき旨）
	第十四条第一項	文部科学大臣	附則第二条第三項の規定による特別の会計について、 文部科学大臣	当該役員 の解職をすべき旨
	第十三条第一項	所轄庁	都道府県知事	当該役員 の解職をすべき旨
	第十四条第二項及び第三項	所轄庁	都道府県知事	当該役員 の解職をすべき旨

<p>に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>	<p>する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十八条の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 学校法人以外の私立の学校の設置者で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により補助金の交付を受けるものは、当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内に、当該補助金に係る学校が学校法人によつて設置されるように措置しなければならない。</p> <p>6 (略)</p>
---	---

○教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第七十号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第三十八条関係）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第二條 削除</p>	<p>附 則</p> <p>（幼稚園等の教諭等に対する研修等の特例）</p> <p>第二條 幼稚園並びに盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校の幼稚部（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の任命権者については、当分の間、改正後の教育公務員特例法（以下「新法」という。）第二十条の二第一項の規定は適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等については、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会）は、採用した日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、昭和六十四年度から昭和六十七年度までの年度で政令で指定する年度から、幼稚園等の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。</p> <p>2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う前項後段の研修に協力しなければならない。</p> <p>3 新法第十三条の二第一項及び第二項の規定は、当分の間、幼稚園等の教</p>

論等については適用しない。



○教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百六号）

（附則第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附則 8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第二条の規定による改正後の教育職員免許法別表第一特別支援学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。	附則 8 この法律の施行の際現に教育職員である者についての新法別表第一盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の学位を有することを要しない。

（附則第四十条関係）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 学校教育法第二十一条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十条（中学校）、第五十一条（高等学校）及び第五十一条の九第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第七十六条（特別支援学校）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡</p> <p>十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 学校教育法第二十一条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十条（中学校）、第五十一条（高等学校）及び第五十一条の九第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第七十六条（特殊教育）においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡</p> <p>十三（略）</p>

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）

（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）</p> <p>第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>十一〜二十 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）</p> <p>第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>十一〜二十 （略）</p> <p>2 （略）</p>

（附則第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）

（傍線部分は改正部分）

（附則第四十三条関係）

改 正 案	現 行
<p>（教育職員免許法の特例）</p> <p>第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係者の責務）</p> <p>第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に必要な協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（教育職員免許法の特例）</p> <p>第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（関係者の責務）</p> <p>第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に必要な協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 （略）</p>

（附則第四十四条関係）

改正案	現行
<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第五十五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>別表（第五十五条関係）</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）</p> <p>第五十五条 沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>2 国は、沖縄振興計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>3 国は、前二項に規定する事業のほか、沖縄振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>別表（第五十五条関係）</p>

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
(略)		
二十二 義務教育施設等	<p>公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）          第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物（同条第二項に規定する建物をいう。次項において同じ。）及び水泳プール、公立の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備、公立の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この項において同じ。）及び中学校に係る理科教育振興法（昭和二十八年法律第</p>	十分の八・五以内

項	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
(略)		
二十二 義務教育施設等	<p>公立の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）          第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物（同条第二項に規定する建物をいう。次項において同じ。）及び水泳プール、公立の中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）に係る産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する産業教育のための設備、公立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下この項において同じ。）及び中学校に係る理科</p>	十分の八・五以内

(略)	
	<p>百八十六号) 第二条に規定する理科教育のための設備、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号) 第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設(同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。)並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法(昭和二十九年法律第六十号) 第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備</p>
(略)	
	<p>教育振興法(昭和二十八年法律百八十六号) 第二条に規定する理科教育のための設備、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号) 第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設(同法第四条第一項第四号の規定によるものを含む。)並びに公立の小学校及び中学校に係る学校給食法(昭和二十九年法律第六十号) 第三条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備</p>



（附則第四十五条関係）

改正案	現行
<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（国の補助がある場合の共済掛金の支払）</p> <p>第十八条 センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同項</p>	<p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、スポーツの振興及び児童、生徒、学生又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、<u>特殊教育諸学校</u>（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。第十八条において同じ。）又は幼稚園（第十五条第一項第七号を除き、以下「学校」と総称する。）の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p> <p>（国の補助がある場合の共済掛金の支払）</p> <p>第十八条 センターが第二十九条第二項の規定により補助金の交付を受けた場合において、学校のうち公立の義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の小学部若しくは中学部をいう。以下同じ。）の設置者が前条第三項の規定による支払をしていないときは、同項の規定によりその公立の義務教育諸学校の設置者が支払う額は、同</p>

の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

項の額から政令で定める額を控除した額とし、同項の規定による支払をしているときは、センターは、当該政令で定める額をその公立の義務教育諸学校の設置者に返還しなければならない。

<p>改 正 案</p>	<p>2 （略）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。</p>
<p>現 行</p>	<p>2 （略）</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>に在学する者を含む。）がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。</p>

○独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）

（附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法</p>	<p>附 則</p> <p>（退職手当法の適用に関する経過措置）</p> <p>第五条 施行日前に施行日前の研究等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法</p>

人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（附則第四十八条関係）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>2 文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>2 文部科学省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書並びに盲学校、聾学校及び養護学校の教科用図</p>

に関する事務をつかさどる。

書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。